



---

## 資料2 南極条約及び環境保護に関する 南極条約議定書・附属書の概要

---

※本資料は、環境省で作成したものであり、政府部内で検討中の内容を含む。

## 【南極条約】

- 1959年に日、米、英、仏、ソ連（当時）等12か国により採択され、1961年に発効。2025年1月現在、**締約国数は58**（日本は原署名国）。南緯60度以南の地域に適用。
- 南極条約は**南極地域の平和的目的の利用（第1条）、科学的調査の自由及び国際協力の促進（第2条、第3条）、領土権主張の凍結（第4条）、査察制度（第7条）**等を掲げる。
- 締約国の中でも、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施してきている国（29か国）は、**南極条約協議国**と称され、南極条約に基づき定期的に**南極条約協議国会議**（ATCM : Antarctic Treaty Consultative Meeting）を開催。

## 【環境保護に関する南極条約議定書】

- 1991年採択、1998年発効。**南極の環境と生態系を包括的に保護すること**を目的とする。
- 南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定。南極地域活動の環境に関する原則、鉱物資源に関する活動の禁止、環境影響評価義務等を規定するほか、具体的な措置は附属書に規定。
- 我が国は、1997年に寄託を行い、締結。**国内担保法として「南極地域の環境保護に関する法律（南極環境保護法、環境省主管）」を制定**。科学的調査など特定の活動を除き、南極での全ての活動について、計画の主宰者が環境大臣に確認申請書を提出し、確認を受けることを義務づけている。
- 6つの附属書が採択されており、附属書VI以外は発効済み。  
附属書Ⅰ：環境影響評価、附属書Ⅱ：南極の動物相及び植物相の保存、  
附属書Ⅲ：廃棄物の処分及び廃棄物の管理、附属書Ⅳ：海洋汚染の防止、  
附属書Ⅴ：南極特別保護地区等の保護及び管理、  
**附属書Ⅵ：環境上の緊急事態から生じる責任（未発効）**



## 【背景】

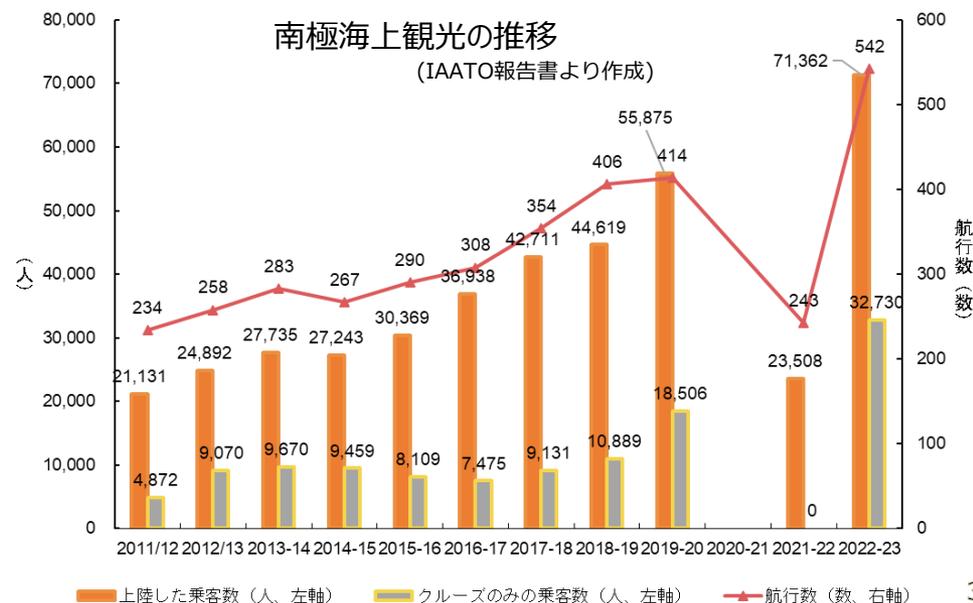
- 近年、南極における国外事業者の観光が活発化しており、船舶からの油流出事故等による環境汚染が懸念されている。南極はどこの国の領土でもないため、対応措置が迅速に行われない可能性がある。
- **南極条約議定書附属書VI（環境上の緊急事態から生じる責任）が2005年に採択。**附属書VIの発効には、採択当時の全ての協議国（28か国）の締結が必要であり、**我が国含め9か国が未締結**のため未発効。
- 附属書VI：南極条約地域（南緯60度以南）において環境上の緊急事態に対応するため、防止措置や緊急時計画の作成、緊急事態への対応措置、費用の支払い、訴え等について定める附属書。

## 【締結の必要性】

- 南極地域における観光者数は、コロナ禍により一時的に減少したものの、年々増加傾向にあり、附属書VIが想定する油流出事故等の環境上の緊急事態の懸念は高まっている。
- また、日本は、南極の原生的な自然環境の科学的価値を重視する立場。2026年の南極条約協議国会議ホスト国としての立場からも、同年の協議国会議までに締結の見通しを立てる必要がある。

## 【国内担保措置の方向性】

- 日本は、附属書VIの締結にあたって、**南極環境保護法の改正で国内担保**する方向で、採択当時より検討を進めてきた。



# 環境保護議定書及び附属書（I～V）と附属書VIの関係



環境省

- 議定書及び附属書 I、II、III、Vは南極環境保護法、附属書IVは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）」により担保。
- 附属書VIにより、環境上の緊急事態の防止や、環境上の緊急事態への対応措置、費用の支払い等の義務が追加。

## 【環境保護議定書の主な義務】

### （議定書）

- 環境影響評価（附属書 I による）
- 緊急事態に対する迅速かつ効果的な対応措置、南極の環境及び生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事態に対応した緊急時計画の作成

### （附属書 I：環境影響評価）

- 南極地域における活動による環境への影響に関して事前に評価

### （附属書 II：南極の動物相及び植物相の保存）

- 動植物の保護及び非在来種等の持ち込みに関する制限

### （附属書 III：廃棄物の処分及び廃棄物の管理）

- 廃棄物の量の削減、処分及び保管等の規制

### （附属書 IV：海洋汚染の防止）

- 油や有害液体物質等の排出、プラスチック製品等の廃棄物の海洋投棄による処分及び汚水の排出の禁止
- 締約国による緊急時計画の作成（議定書第 15 条）

### （附属書 V：南極特別保護地区等の保護及び管理）

- 南極特別保護地区、南極特別管理地区並びに史跡及び歴史的記念物に関する保護及び管理

## 【国内法令による担保】

### 【南極環境保護法】

- 南極地域活動の環境大臣による確認の制度（確認を受けない南極地域活動の禁止）
- 確認の制度を通じた環境影響評価
- 行為規制（禁止・規制等）
  - 鉱物資源に関する活動の禁止
  - 南極地域の動物及び植物の保護（影響を及ぼす行為の禁止・規制、生きている生物の持ち込み禁止等）
  - 廃棄物の適正な処分と管理
  - 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護

### 【海洋汚染防止法】

- 我が国を旗国とする船舶について担保
- 排出規制等
- 緊急時計画の作成
- 油流出等の通報

## 附属書VI：環境上の緊急事態から生じる責任（未発効）

- 環境上の緊急事態の防止措置や緊急時計画の作成
- 環境上の緊急事態への対応措置
- 対応措置がとられなかった場合の費用の支払い
- 金銭的保証の保持

## ＜南極環境保護法の改正を検討＞

- 環境上の緊急事態を防ぐための防止措置、緊急時計画の作成
- 環境上の緊急事態への対応措置
- 対応措置がとられなかった場合の費用の支払い
- 金銭的保証の保持

# 南極環境保護法（現行）の対象と附属書VIの対象の違い

## 【南極環境保護法（現行）の対象】

- 現在の南極環境保護法の確認申請の対象は、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするものと一致。
- 通告の対象に該当しないものは、「**特定活動**」として、確認申請の対象から除外されている。

### 環境大臣による確認対象

#### 外務省による通告対象 (対ATCM)



南極地域観測事業

※航空機について  
陸上の飛行は  
通告対象

陸域における活動  
(これと一体となって実施する航行含む)



例：  
上陸観光、  
登山



例：  
テレビ取材

特定活動以外の海域での活動(これと一体となって実施する航行含む)



例：海中の撮影  
例：結果を公表しない科学的調査(海域)

### 確認の必要なし

#### 特定活動

(法第3条第6号)

※**海域での活動**

- 漁業(法第3条第6号イ)
- 船舶の航行又は飛行機の海域の上空飛行(法第3条第6号ロ)



例：観光船  
(上陸なし)

- 結果を公表する科学的調査(法第3条第6号ハ)



## 【附属書VIの対象】

- 附属書VIの適用対象は、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光の船舶に関連する南極条約地域における環境上の緊急事態(附属書VI第1条)。
- つまり、附属書VIにおける責任対象には、現行の南極環境保護法における確認申請の対象に加え、確認対象に該当しない観光の船舶(上陸を伴わない観光の船舶)が含まれる。

## 前文

- 南極の環境並びにこれに依存し、及び関連する生態系に対する環境上の緊急事態の影響を防止し、最小にし、及び封じ込めることの重要性を認識

## 適用範囲（第1条）

- 南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの及び南極条約地域に入る全ての観光の船舶。

## 環境上の緊急事態の範囲の想定（附属書第2条（b））

- 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効力発生後に発生した偶然の事故であって、かつ、南極の環境への重大かつ有害な影響を及ぼし又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

## 合理的な防止措置及び緊急時計画の作成等（附属書第3条、第4条）

- 「防止措置」及び「緊急時計画の作成」の義務付け。

## 対応措置（附属書第5条）

- 環境上の緊急事態を起こした場合の迅速かつ効果的な「対応措置」の義務付け。

## 対応措置をとらない南極地域活動の主宰者の責任（附属書第6条、第7条、第8条、第9条）

- 環境上の緊急事態を引き起こしたが、主宰者が対応措置をとれない場合
  - 締約国によって対応措置がとられた場合
    - ✓ 主宰者は締約国によってとられた対応措置の費用を支払う責任を負う。
  - いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合
    - ✓ 主宰者はとられるべきであった対応措置の費用を基金等に支払う責任を負う。

## 保険その他の金銭上の保証（附属書第11条）

- 締約国が対応措置とった場合の費用を支払う責任を対象とする適切な保険その他の金銭上の保証（銀行又はこれに類する金融機関の保証等）を維持することを義務づける。

- 採択前（2001年度）から調査検討を実施してきたが、日本の法体系になじまず非常に困難であると指摘されていた。
- 採択（2005年）後も、断続的に調査検討（検討会の開催、関係省庁との協議、他国の事例調査等）を実施。
- 我が国と同じ法系（大陸法）のドイツが締結したことから、2020年度にドイツの担保状況の調査を実施し、2021年度より検討会を再開。昨年度、国内担保の方向性についてとりまとめを行った。

## 【令和5年度南極環境保護議定書附属書Ⅵの国内担保に向けた検討委員会委員】

氏名（敬称略）	所属・役職
高村 ゆかり（座長）	東京大学 未来ビジョン研究センター教授
安達 栄司	立教大学 法学部法学科 教授
大久保 規子	大阪大学大学院 法学研究科 教授
大塚 直	早稲田大学法学学術院 教授
堤 義晴	郵船クルーズ株式会社 取締役専務執行役員
箱井 崇史	早稲田大学法学学術院 教授
渡邊 研太郎	公益財団法人 日本極地研究振興会 常務理事

- 南極条約の協議国の代表が、**南極地域の平和的目的の利用、南極地域における科学的研究の促進、生物資源の保護・保存等の南極条約の原則と目的を助長する措置等を立案**し、審議し、及び各協議国政府に勧告するために参集する会議（基本的に年1回開催）。協議国が持ち回りで開催。  
同時に、環境保護議定書に基づき、環境保護に関する南極条約委員会（CEP : Committee for Environmental Protection）も開催。
- ATCM及びCEPでは、以下が審議、採択される。
  - 決定：南極の環境保護、南極観測に関する技術的な事項、南極条約事務局の運営、組織内部の事項を扱うもの（規則や予算等）。
  - 決議：勧告の性質をもつもの。
  - 措置：南極特別保護地区管理計画の策定等。国内担保が必要。
- 最近のATCMにおける**主な論点としては、近年活発になっている観光活動への対応や気候変動が南極地域に与える影響等**が挙げられる。
- 協議国会議はアルファベット順に協議国が持ち回りで主催しており、我が国はこれまで第6回（1970年、東京）及び第18回（1994年、京都）会合を主催。
- **2026年の第48回協議国会議は同年5月頃、広島で開催予定。**

